外郭団体見直し基本方針（改訂版）

茅ヶ崎市企画部行政改革推進室

目　　次

1　本方針の目的　…………………………………………………………… 1

2　これまでの取組　………………………………………………………… 2

3　外郭団体の定義　………………………………………………………… 6

4　外郭団体の役割　………………………………………………………… 9

5　外郭団体の必要性の検証　……………………………………………… 10

6　各外郭団体の個別的役割　……………………………………………… 11

7　外郭団体への関与のあり方　…………………………………………… 12

8　本方針に基づく各外郭団体への具体的な関与のあり方　…………… 15

9　団体ごとの目標　………………………………………………………… 16

１０　進行管理　……………………………………………………………… 16

１１　本方針の有効期間　…………………………………………………… 16

１　本方針の目的

これまで本市では、その時代における社会情勢や課題を踏まえ、一定の事務・事業について市が直接実施するよりも外部組織に委ねた方がより効率的・効果的である等の理由から外郭団体を設置してきた。しかし、地方自治法の改正による指定管理者制度の創設をはじめとした社会情勢の変化により、外郭団体の設置目的であった事業に民間事業者が参入する事例が出てきた。これらを背景に、外郭団体を市の施策、事業の実施主体とすることの妥当性や非公募で指定管理者に選定すること、さらには外郭団体の存在意義そのものが問われている。

市としては、外郭団体に期待する役割や改善の方針を明らかにするため、平成１９年８月に「外郭団体見直し基本方針」を策定し、関与を実施してきた。また、平成２５年３月には「外郭団体見直し基本方針（改訂版）」を策定し、外郭団体の存廃等の方向性を明確にするとともに、その自立に向け、より一層の効率的・効果的な経営体制を確立するための取組を行い、平成２９年２月には「時代に即した行政経営の基本方針２０１７（C３成長加速化方針）」を策定し、外郭団体への支援策等に関する見直しを行ってきた。

取組の結果、外郭団体における効率的・効果的な経営体制の確立に向けた経営意識の醸成が進んできたといえる。しかしながら、人口減少や少子高齢化の更なる進行等の中で、本市はさらに厳しい財政状況に置かれており、持続的な行政運営のためには、真に行政が果たすべき役割を再認識し、限られた行政資源の適切な配分を行わなければ、持続可能な基礎自治体としてその責任を果たすことが困難となっている。

外郭団体が関係する施設や施策、事業も例外では無く、その必要性、さらには外郭団体そのものが存続することの必要性について、ゼロベースで不断の検証を行い、外郭団体のあるべき姿の明確化と、その実現に向けた、これまでの枠組み、前例、実績や関係性に捉われない取組を実施する必要がある。

本基本方針は、外郭団体の基本的役割は「市の行政活動における政策の実施部門から分離された一定の事務・事業を担う独立の法人格を持つ最も適切な機関として、あるいは公的領域における法令上の位置付けと専門的役割に基づく事務・事業を担う機関として、自律的な運営を図りながら、行政を補完し、効率的な行政運営を促進すること」及び「市が直接実施する必要はないが、民間にゆだねた場合、継続的に実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に実施すること」であるとの認識に立った上で、外郭団体の必要性を検証し、担うべき役割や市の関与のあり方の方針を示すものである。

なお、関与にあたっては、外郭団体が市から独立した法人であることに鑑み、必要最小限度の関与に留めるとともに、全ての外郭団体に一律の基準を当てはめるのではなく、各外郭団体の性質等に応じたものとすることを基本とする。

２　これまでの取組

（１）外郭団体見直し基本方針の策定（平成１９年８月）

外郭団体の存続・廃止等の方向性を明確にするとともに、存続する外郭団体の自立に向け、より一層の効率的・効果的な経営体制を確立するための取組内容を示し、また市としての外郭団体への関与のあり方について明らかにした。

この中では、「市が１００％出資している団体」を対象に、「必要性」、「効率性」及び「自立性」を見直しの視点、「外郭団体の統廃合」、「事業のあり方」及び「公的支援のあり方」を見直しの方向とし、財団法人茅ヶ崎市都市施設公社を解散し、事業を「公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター」と「財団法人茅ヶ崎市文化振興財団」へ移行するといった取組を行った。

【対象とした団体】
（１）財団法人茅ヶ崎市都市施設公社
（２）財団法人茅ヶ崎市文化振興財団
（３）社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

（２）外郭団体見直し基本方針（改訂版）の策定（平成２５年３月）

これまでの本市及び外郭団体の取組を踏まえ、外郭団体の存続・廃止等の方向性を明確にするとともに、外郭団体の自立に向け、これまで以上のより一層の効率的・効果的な経営体制を確立するための取組の内容を示すとともに、市としての外郭団体への関与のあり方について明らかにした。

この中では、「市が１００％出資している団体」及び「市が財政的支援等を行っている団体」を対象に、従前の外郭団体見直し基本方針における見直しの方向に「活性化に向けた環境整備」及び「指定管理者制度への対応」を加え、自立的な経営体制の確立に向けた取組を行った。

【対象とした団体】
・市が１００％出資している団体
（１）財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団
（２）社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団
・市が財政的支援等をしている団体
（３）公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター
（４）社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

【団体の設立目的等】

団体名	設立目的等
公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	文化芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を行い、茅ヶ崎市民が心豊かで潤いのある市民生活を送り、健やかで活力ある地域の形成と発展に寄与することを目的として、平成８年４月に設立された財団法人茅ヶ崎市文化振興財団が昭和５７年２月に設立された財団法人茅ヶ崎市都市施設公社のスポーツ関連施設の管理運営事業を吸収し平成２４年４月に現在の名称に変更。翌平成２５年４月に公益財団法人へ移行した。
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団	茅ヶ崎市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の増進に寄与することを目的に、「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和４６年７月１６日付厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）に基づき本市の１００％出資法人として平成５年３月に設立。
公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高年齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的に平成２年１０月に設立。平成２４年４月に財団法人茅ヶ崎市都市施設公社の駐車場の管理運営事業を吸収するとともに公益社団法人へ移行した。
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会	昭和２６年４月に市民参加による民間の自主的な団体として発足し、昭和５４年２月１日に社会福祉事業法（現社会福祉法）に基づき法人化した。社会福祉法第１０９条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、定款においても、茅ヶ崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的とすると定められている。

【主な取組結果】

見直しの方向	主な取組結果
外郭団体の統廃合	・茅ヶ崎市学校建設公社については、所期の目的を達成したことから、平成２３年度をもって解散した。 ・平成２４年度に財団法人茅ヶ崎市都市施設公社が持つスポーツ事業と駐車場管理事業をそれぞれ財団法人茅ヶ崎市文化振興財団と社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターに統合した。 ・「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団が公益財団法人に、社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターが公益社団法人にそれぞれ移行した。
事業のあり方	・公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団において、「公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団改革アクションプラン２０１７」を平成２９年度に策定し、事務事業評価制度を導入した。また、事業の継続性に課題のあった埋蔵文化財事業に関し、財団での実施を令和元年度で終了した。一方、茅ヶ崎市民文化会館の改修工事を契機に、市民が身近な場所で文化芸術に触れる機会を提供するアウトリーチ事業を積極的に展開している。 ・社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団では、グループホームを新増設し、平成２９年度より、市に依存しない事業として運営を行っている。また、ふれあい活動ホーム赤羽根では、平成２９年度をもって印刷等の事業を終了し、利用者に合った作業で就労に繋がる訓練となるよう事業を見直した。 ・公益社団法人シルバー人材センターでは、就業機会の確保と提供において、労働者派遣事業や生涯現役応援窓口事業の拡大等地域に根ざした身近な拠点として、事業に取組んでいる。 ・社会福祉法人社会福祉協議会においては、地域福祉プランを推進する一翼として、重層的･複合的な課題や制度の狭間の問題が顕在化する中、市民後見人養成事業等、地域福祉の推進に向けた事業に取組んでいる。

公的支援のあり方	・公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団について、平成３０年度に指定管理料に依存しない自立に向けた効率的・効果的な経営体制の確立のためのコンサルティング業務委託を実施した。また、令和元年度での埋蔵文化財事業の財団での実施終了に伴い、財政的支援の見直しを行った。 ・社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団については副市長による理事長職の兼務を廃止し、団体が理事長を選任する体制とすることで、自立的な経営の基盤を構築した。 ・公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター及び社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会については、財政的支援の見直しを行った。
活性化に向けた環境整備	・公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団に対して、「(公財) 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団改革に向けた考え方」を平成３０年１月に発出し、市依存型から自立的な経営の確立を図ることを目的に、自主的な取組を定めるよう要請し、財団では「公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団改革アクションプラン２０１７」を策定した。 ・社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団については、「社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団改革に向けた考え方」を平成３１年１月に発出し、事業団では「茅ヶ崎市社会福祉事業団　第３期中期経営改善計画（平成３１（２０１９）～３５（２０２３）年度)」を策定した。また、令和２年４月より、指定管理施設における利用料金制を導入し、経営感覚醸成の環境整備を行った。
指定管理者制度への対応	・非公募で公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団を指定管理者としていた屋内温水プールについて公募化した。 ・非公募選定としている他の施設については自立的な経営体制の確立に向けた経過措置として非公募による選定とし、経営改善の取組を行った。

３　外郭団体の定義

（１）これまでの定義

外郭団体の定義については、地方自治法等における明確な規定はなく、国や各自治体がそれぞれ独自に定義している。これまで、本市では、「市の財政的関与」や、「市の施策への関連性」といった観点から、外郭団体を「市が１００％の出資・出捐をしている」または「市が財政的支援を行い、かつ公の施設の管理運営を担っている」団体と定義し、経営への関与を行ってきた。

【これまでの定義における本市の外郭団体】

・市が１００％出資・出捐している団体

①公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

②社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

③茅ヶ崎市土地開発公社

・市が財政的支援を行い、かつ公の施設の管理運営を担っている

④公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

⑤社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

（２）再定義

外郭団体とは、後述の「外郭団体の基本的役割」を担い、市が公金の支出者として、**その経営に関与すべき、または関与し得る団体である**とし、具体的には次の定義に該当する団体を外郭団体とする。

①管理経費の５０％以上に相当する補助金等を市が支出し、団体の性質や事業内容等から、経営への関与を行う必要があると認められる団体

経営に大きく関与する法令上の権限等は有しないものの、団体の維持・運営資金の一定以上の割合が市からの財政的支援で構成されている場合を対象とし、地方自治法施行令第１５２条第１項第２号に規定されている出資等の割合に準じ、市の財政的支援が、団体の管理経費の５０％以上に相当し、団体の性質や事業内容等から、経営への関与を行う必要があると認める団体を対象とする。

これは、財政的支援対象団体の健全な経営を維持し、公金の支出目的を適切に達成するため、市が責任を持って一定程度の関与を行うべき団体と定義としたもの。なお、財政的支援とは、単に市の事業を委託した対価や、特定の事業を行うための事業費補助金は含まず、団体そのものの維持・運営資金、いわゆる管理経費への補助金等の公金支出とする。

②市の出資・出捐の割合が５０％以上の団体

　地方自治法上、予算の執行に関する長の調査権の対象となっている等、一定の関与が規定されている５０％以上の割合以上の出資等がある団体も、本方針の対象とする。また、一定割合以上の出資により、会社法上、株主総会の普通決議ができる等、経営に一定程度関与することができる権利を有する場合も対象とする。

【地方自治法に規定する団体への関与】

出資等の割合	関与の内容
５０％以上	【予算の執行に関する長の調査権等（第２２１条)】 　長は、対象団体に対して収入及び支出の実績や見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
	【長の議会に対する経営状況の提出義務（第２４３条の３)】 　長は、毎事業年度、対象団体の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならない。

※地方自治法においては、出資等の割合のほか、市が補助金等の財政的援助を与えている団体や市の施設の指定管理者等についても一定の関与が規定されています。

【新たな外郭団体の定義】

①　団体の管理経費の５０％以上に相当する補助金等を市が支出し、団体の性質や事業内容等から、経営への関与を行う必要があると認められる。
②　市の出資・出捐の割合が５０％以上となっている。

※　①については、直近３年度における割合の平均を基準とし、②については、各年度の初日における出資等の割合を基準とする。
※　補助金等については、特定の事業の実施経費に係る補助金等は対象外とする。

（３）新たな定義に基づく本市の外郭団体（令和３年４月現在）

①団体の管理経費の５０％以上に相当する補助金等を市が支出し、団体の性質や事業内容等から、経営への関与を行う必要があると認められる団体

・公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

・社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

②市の出資・出捐の割合が５０％以上となっている団体

・公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

・社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

・茅ヶ崎市土地開発公社（※）

※茅ヶ崎市土地開発公社については、全職員が市職員の兼務となっている組織であり、他の団体とは性質を異にするため別途そのあり方を検討することとし、本方針の対象とはしない。

4　外郭団体の役割

（1）基本的役割

外郭団体は、その組織の存在や継続そのものに普遍的価値があるのではなく、社会情勢に応じ、求められる役割を適切に果たすことにその存在価値がある。公共施策を担う本市の関連団体として、一般の民間法人とは異なり、次の基本的役割を持つ。

【外郭団体の基本的役割】

①　市の行政活動における政策の実施部門から分離された一定の事務・事業を担う独立の法人格を持つ最も適切な機関として、あるいは公的領域における法令上の位置付けと専門的役割に基づく事務・事業を担う機関として、自律的な運営を図りながら、行政を補完し、効率的な行政運営を促進する。

②　市が直接実施する必要はないが、民間にゆだねた場合、継続的に実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に実施する。

（2）個別的役割

外郭団体には、それぞれ設立の目的である個別の役割が存在する。基本的役割を踏まえつつ、それぞれが持つ特性を活かし、変化する社会情勢や需要を的確に捉えた対応が求められる。

5　外郭団体の必要性の検証

市は、外郭団体が適切にその役割を果たし、機能しているかについて不断の検証と、指導等の必要な関与を行う。

【検証の方向性】

市が提供すべき行政サービスの全体像を俯瞰し、最少の経費で最大の効果を挙げる、さらには事業実施主体の最適化を図るといった観点から、行政資源の配分が最適であるかに注目し、外郭団体の役割を踏まえ、団体の設立の経緯や市との関係性に捉われる事無く、団体や事業の必要性を検証する。

その際、民間の主体に委ねることが可能な事務・事業については、極力民間の主体に委ねることを基本としつつも、民間での事業実施、あるいは外郭団体の統廃合そのものを目的化するのではなく、最も適切な行政資源の配分や行政サービスの選択と集中のあり方を追求することが目的であることに留意する。

具体的には、「外郭団体の設立目的、あるいは事業は、現在、また今後においてそもそも行政が関与する必要があるか」といった視点を基軸とした客観的な検証の結果をもって、予断無く判断を行うこととする。

検証や関与の結果、外郭団体の役割が達成され、あるいは希薄化し、または無くなった場合、また市の支援、指導を経ても適切な運営がなされず、市の関連団体としてふさわしくないと判断した場合は、市は、公金の支出者としての責任を果たすため、必要に応じて次の対応に向けた取組や支援を行う。

【外郭団体からの除外対応】

①　出資の引き揚げや財政的支援の廃止によって、市の財政的関与から離れ、市から完全に独立した一民間法人として継続

②　他の団体との統合や団体の廃止

6　各外郭団体の個別的役割

団体名	個別的役割
公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	本市が培ってきた文化の振興と継承、また新たな文化の創出や振興を通じ、文化的で豊かなまちづくりに貢献する。さらに、多くの市民がスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツの振興に寄与する。
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団	本市の障がい児（者）福祉施策の実施主体として、民間では対応が難しい福祉サービスや先駆的な取組を積極的・継続的に提供することで、地域の福祉サービスの牽引役として、質の向上と安定に貢献する。
公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき本市に設置されたシルバー人材センターとして、高年齢者への就業に関する情報提供や生活様式に合わせた業務を提供するとともに、さまざまな社会参加を推進し、健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上や活性化に貢献する。
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会	「社会福祉法」に基づき本市に設置された社会福祉協議会として、地域福祉プランを推進し、重層的・複合的な課題や制度の狭間の問題を捉えた活動を行い、地域福祉の向上に貢献する。

7　外郭団体への関与のあり方

市は、外郭団体が持つ能力を最大限に発揮し、最少の経費で市民が享受できる行政サービスを最大化するため、適切に関与、支援を行うこととする。

なお、外郭団体は、市が本来行うべき公共的役割の最も効率的・効果的な実施主体としてその役割を担っていることから、団体の運営の状況が当該事業の成否に大きく影響するため、団体への関与や支援については、団体の設立目的や事業を主に所管する担当課（団体所管課）が主体的に行い、行政改革推進室が統括及び全体調整を行うこととする。

（1）関与のあり方

外郭団体は、市と強い連携が求められ、市と一体とも言うべき性質を有する一方、独立した法人格を持つことを活かし、自立的で専門的かつ効率的な組織運営を行うべきである。そのため、市が外郭団体に対して行う関与は、団体の自立性を損ねることのないよう、団体のあるべき姿の達成に向けて必要な範囲に留める。

（2）支援のあり方

①　財政支援

市への財政依存度が高いことは、外郭団体の組織、事業運営そのものが市の財政状況に左右されるとともに、自主自律的な意思決定や組織運営を阻害する要因となり得る。そのため、外郭団体が、市からの財政的支援や受託事業収入ではない、他の収益事業等による自主財源の確保の取組を支援するものとする。

その上で、市の財政上可能な範囲で、必要最小限の財政的支援を行うこととする。

財政的支援の際には、単に組織の維持運営に要する費用を支援するのではなく、期待する成果を明確にした上で、市の施策に合致する事業の経費に対して支援を行うことを原則とする。

②　人材支援

（ア）人材育成支援

公共部門を担う外郭団体において、事業を担う適切な人材が在籍していることは非常に重要な要素となる。人材の採用や育成は一義的には外郭団体が担うべきものではあるが、団体所管課においても、人材交流や研修参加等を通じた支援に努めるものとする。

また、外郭団体の経営層について、必要に応じて公募等、任期を定めた専門的知見を有する人材の外部登用の支援を行うことで、効果的な経営改善の支援に努めるものとする。

（イ）人的支援

これまで、外郭団体と調整を図る中で、経営支援や指導の観点から行ってきた人的支援については、目的の効果的な達成に一定の貢献があった。一方で、外郭団体の市への過度な依存を防止し、固有職員（外郭団体が独自に採用した職員）が能力をより発揮でき、自立性と責任を持って業務や経営改善を行える環境を整える必要がある。

このため、人的支援については段階的に縮小を行うが、外郭団体から経営上の理由等で依頼があり、必要があると認めた場合に限り、時限的措置として支援を行うこととする。

③　経営改善支援

外郭団体が組織として健全な経営を行うことは、市及び外郭団体の役割を果たす上で重要である。このことから、団体所管課は、外郭団体の経営状況の把握を行い、経営改善に資する支援、指導を行うこととする。

④　事業支援

市が外郭団体に担うことを期待している事業については、事業の立ち上げや実施に向け、適切な連携、支援及び指導を行うこととする。

なお、外郭団体が自主事業として行う事業については、市はその内容や存廃等について直接関与する立場にはない。しかしながら、公共の一翼を担うという外郭団体の存在意義や市が出資、補助金等の公金支出を行っていることに鑑み、事業内容が適切かどうか、また団体の資源配分として適切かどうかについて必要に応じて助言等を行うこととする。

（3）指定管理業務のあり方

外郭団体は、その設立の経緯から、公の施設の管理運営において、非公募によって指定管理者に選定されている場合が多く、団体によっては、その事業の大部分が非公募選定による指定管理業務となっている。

指定管理者制度においては、民間の専門的知識・技術や経験を活かし、公の施設の潜在能力を最大限に発揮するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることが期待されていることから、施設が持つ特性や目的を最大限発揮できる主体が管理運営する必要がある。そのため、指定管理者の選定の際には、指定管理者の変更に伴う短期的な利益・不利益を超えた、中長期的視点に立ち、適切な行政サービスを持続的に提供可能とすることを目的とした選定手法の採用が重要である。

これまでは、指定管理者の選定を原則公募としつつも、公の施設の設置目的と外郭団体の設立目的が一致するような施設で、当該外郭団体が管理運営を行うことが効率的・効果的と認められる場合は、外郭団体の経営改善に向けた一定期間の経過措置として、限定的に外郭団体への非公募での指定管理者選定を行ってきた。

　このことは、市の施策や施設運営の安定性の確保に寄与するとともに、外郭団体の経営体制の確立にも貢献してきた。一方で、競争に晒されることが無く、経営改革が進みにくくなり、結果、施設が持つ潜在能力を最大限発揮できなくなってしまう要因ともなり得る。

　そのため、市場における代替性、継続性、公募時の経費削減効果が十分でない、あるいは市の施策推進上の理由等の特別な場合を除き、外郭団体が非公募で指定管理者となっている施設については、本方針策定後、次の基準に基づき、順次公募での選定に切り替えることとする。

　なお、公募選定への切替を行う際は、管理運営の質の低下や施設利用者が著しい不利益を被らないよう、選定基準の作成等において留意する。

【外郭団体が非公募で指定管理者となっている公の施設の公募化判断基準】

施設（事業）特性

（1）民間事業者によって、同等以上のサービスがより少ない経費で提供され得るか
（代替性・採算性）

（2）適切な競争が機能し、様々な民間事業者が継続的に担い手となり得るか
（競争性・継続性）

（3）市の施策推進の観点から非公募とすることに合理的な理由があるか

8　本方針に基づく各外郭団体への具体的な関与のあり方

団体名	関与のあり方
公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	・財団全体の安定的・継続的な経営のため、事業の公益性と収益性のバランスの改善に必要な指導を行う。 ・外郭団体としての特性を最大限に生かし、その活動を充実させるための支援を行うとともに、必要な取組を促す。 ・指定管理業務において、施設稼働率や自主事業収支の改善、経費削減等の取組に資する指導を行う。
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団	・同様の障害福祉サービス等を民間法人が実施している状況に鑑み、事業団が担う役割や事業の精査、また適切な事業実施に向けた支援を行うとともに、必要な取組を促す。
公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター	・高齢化社会が更に進行する中で、センターが団体の設立目的を効率的・効果的に果たすための事業の展開や経営の効率化、また適切な収益構造の確立に向けた支援を行うとともに、必要な取組を促す。 ・補助金等、財政面での市への依存度を低下させる取組の支援を行うとともに、必要な取組を促す。
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会	・協議会が団体の設立目的を効率的・効果的に果たすため、経営の効率化や採算性のある事業の実施、寄附金・賛助会費の拡大等の独自の財源確保策の実施について、支援を行うとともに、必要な取組を促す。 ・地域課題や他団体での取組等を共有するとともに、地域課題の解決への主体的、機動的な取組を促す。 ・事業実施の適正化を進め、経営や事業が市の財政支援の程度により大きな影響を受けることがないよう、市への依存度を低下させるための支援を行うとともに、必要な取組を促す。 ・自立した組織への転換に向けた自主的な取組を支援するとともに、必要な取組を促す。

９　団体ごとの目標

「外郭団体の役割」及びそれを達成するための「外郭団体への関与のあり方」を踏まえた、市及び団体の具体的な取組内容や目標値の設定、進め方等については、本方針に基づく経営改善計画や事業実施計画、あるいは行動計画といった個別の計画で別途定めることとする。

１０　進行管理

本方針は、外郭団体に対する市の基本的な考え方を示すものであり、各年度において、行政改革推進委員会及び行政改革推進本部において次の「検証等を行う事項」について検証等を行い、目的の達成を担保する。

なお、期間を特定した具体的な取組の進行管理は本方針上では規定せず、別途定める経営改善計画等の規定に基づき、その進行管理を行うこととする。

（１）茅ヶ崎市行政改革推進委員会

市長からの諮問等に基づき、各年度において検証等を行う事項について審議の上、答申を行う。また、必要に応じて建議を行う。

（２）茅ヶ崎市行政改革推進本部

行政改革推進委員会の答申や建議を受け、必要な措置についての意思決定等を行う。なお、緊急の必要がある場合には、行政改革推進委員会の審議等を経ずに行政改革推進本部において必要な措置についての意思決定等を実施し、後に行政改革推進委員会にその内容を報告するものとする。

【検証等を行う事項】

①外郭団体の必要性
②外郭団体の個別的役割の達成状況
③外郭団体への関与の内容
④外郭団体の経営状況
⑤その他本方針の内容

１１　本方針の有効期間

本方針は、外郭団体に対する市の基本的な考え方を示すものであることから、有効期間は設定せず、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

外郭団体見直し基本方針（改訂版）
令和３年（２０２１年）１２月発行　１００部作成
発　　行　茅ヶ崎市
編　　集　企画部行政改革推進室行政改革推進担当
〒２５３－８６８６
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号
電話　０４６７－８２－１１１１（代表）
FAX　０４６７－８７－８１１８
ホームページ　https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/
メールアドレス　gyouseikaikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp